

～専門知識を持つ相談員が問題解決のお手伝いをします～

消費生活センターだより



消費生活センターでは、市民のみなさんからの様々な相談に応じたり、情報提供をしています。

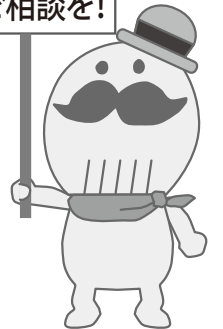
4月～9月までの今年度上半期の相談傾向は、賃貸マンションに関する相談が昨年より多く、スマートフォンや携帯電話への架空請求・不当請求も多い状況です。

「保険証を紛失した、悪用されないか？」という相談も増加しています。

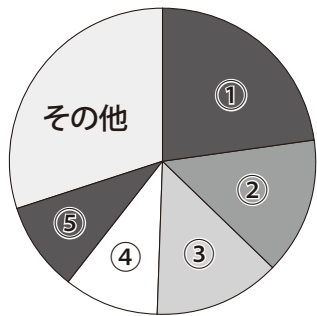
「何か変だな、心配だな…」と思ったら、まず消費生活センターへ相談しましょう！

【問合せ先】
貝塚市消費生活センター
(市民相談室内)
☎433-7190
月～金(祝日・年末年始除く)午前10時～正午、午後1時～4時30分

まずは、ご相談を!



《今年度上半期 相談件数》

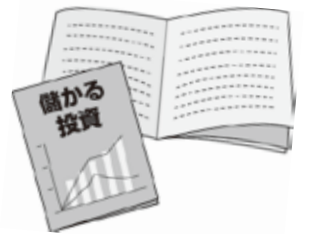


(総件数:334件)

順位	主な項目	件数
①	インターネット・携帯電話 テレビ放送など	77
②	融資・投資・借金など	48
③	賃貸住宅トラブルなど	44
④	エステ・美容のトラブル 健康保険証の紛失など	34
⑤	新聞契約など	31

主な相談内容

- 「必ずもうかる」と投資を執拗に勧められ、困っている
- 突然、自宅に電話があり「プロバイダ料金が安くなる」といわれ、パソコンの設定を遠隔操作で変更されたが、元にもどきたい
- 引越すが、新聞の購読をやめることができるか
- 健康保険証を紛失したが、悪用されないか心配だ
- 賃貸住宅を退去することになった。大家から多額の修繕費用を請求されたが、納得できない



③ 専門相談機関に案内します



専門家に相談できるところまでお手伝いします。そして弁護士や司法書士、法テラスなどの相談窓口を案内します。

② 相談員が聴き取り一緒に考え整理します



相談員が借金の内容を聴き取ります。
・いつから?
・どこから?
・いくらくらい?...など
わかる範囲でお話してください

① 勇気を出してまず相談



・多重や多額の借金で、どうしようもない
・住宅ローンの返済に困っている
・病気で返済ができなくなった
・クレジットカード支払い、リストラで借金...など

いきなり知らない弁護士や司法書士のところへは行きにくいものです。専門家へ支払う費用の心配も...。消費生活センターは、そんな市民のかたの借金整理のお手伝いをします。ひとりで悩まずなるべく早く相談に来てください!

借金でお困りのかたへ

消費生活センターは何をするところ?

- 悪質商法などの消費者トラブルに対し、弁護士のように代理人にはなれませんが、問題解決のための助言・情報提供にあつせんなどをします。
- 消費生活において危害・危険を与えるような商品などの相談に適切な専門機関を案内したり、場合によっては商品テストを依頼したりします。
- 借金返済の相談を受け、弁護士や司法書士相談までの下準備を手伝います。
- 地域や学校に出向き「消費生活講座」を開催することや、広報などによる消費者への啓発を行います。



消費生活センターを利用するときの注意点を

- 可能な限り当事者本人が相談してください。
- 相談内容がわかる契約書などの資料を用意し、トラブルや苦情の経過をスムーズに進みます。